

秋田県条例第二十四号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営平鹿平野土地改良事業の項及び第四条第一項の表国営平鹿平野土地改良事業の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。